

4月からの高齢者処遇 と 給料の決め方 セミナー

【開催日】平成 25 年 2 月 22 日（金） 13:30～16:00
平成 25 年 3 月 8 日（金） 13:30～16:00

同内容です。ご都合の良いほうにご参加ください。

【会場】 浜松労政会館 （浜松商工会議所7階）

【受講料】 1名様 5,250円 顧問先様無料

【定員】 どちらも20名様 申込順 （同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りしております）

ぜひ、このセミナーにご参加いただきたい方

改正高年齢者雇用安定法への対応がまだなされていない企業様

高齢者の賃金水準と給料の決め方について真剣にお考えの企業様

今後、定年到達者・高齢者が増えていく企業様

セミナーでお話する主な内容

1. 高齢者の処遇の現状

他社ではどうしている？

賃金の決め方・賞与・退職金

・・・事例と、データより

2. 65歳までの継続雇用義務化へ

改正高年齢者雇用安定法のポイントと無理の無い対応方法

4月までにやっておかなくてはならないこと

協定・就業規則 今のままでよいのか、変える必要があるのかを判断

3. 高齢者への公的給付（年金・雇用継続給付）、最低限の知識

ポイントだけを、超わかりやすく説明

4. これからの高齢者処遇の基本的な考え方

高齢者処遇の基本的な考え方（提案）

労働時間設定・担当業務・役職

5. これからの高齢者給与の決め方

浜松地域、60歳直前の給与水準（浜松の実在者賃金調査結果より）

一般男性は？一般女性は？管理職は？

60歳以降、どれくらいの手取りを確保すればよいのか

考え方と金額

賞与と退職金の扱い方

65歳からはどうする？

6. 60歳を迎える社員の納得度とやる気を高めるために必要なこと

事前準備と説明の仕方

任せる仕事

評価

契約更新の仕方



【講師：山口悦子】

西遠労務協会／ビジネスコーチ
人事研究所代表 賃金コンサル
タレントとして「経営」「法律」
「人の気持ち」のバランスを大切
にした中小企業にピッタリの賃
金と労務管理のコンサルタント
活動をおこなっている。

<http://www.seienroumu.com>

講師によるYouTube
（動画映像）「これからの高
齢者処遇と賃金の決め方セ
ミナー」のご案内、好評公
開中！
上記西遠労務協会HPから
どうぞ。

裏面の情報もぜひ
ご確認のうえ参加
をお決めください

25年4月、高齢者雇用をめぐる、「60歳になっても年金が出ない！！」「希望者全員を65歳まで継続雇用の義務」という2つの大きな変更があります。

“60歳を過ぎると嘱託という身分になって給料は6～7割に下がる。けれども給料プラス年金プラス高齢者雇用継続給付で、手取りが60歳前と大きく変わらないようにする”これがこれまでの高齢者賃金設計で一番多いパターンでした。

けれども平成25年4月からは、年金が出るのは61歳から（男性）。そしてその年金受給開始年齢は、62歳、63歳と延び、8年後には65歳に。

一方企業には、高齢者雇用安定法の改正により、25年4月から、希望者全員65歳までの雇用が義務付けられます。つまり、「少なくとも年金が出るまでの間、60歳以上の人の継続雇用を保証する」ことが要求されているのです。

こうなると、継続雇用を求められる企業は、これまでの「60歳以降の処遇と賃金設計」を見直さざるを得ません。つまり、これまでのように「60歳以降は一律このやり方」から、「高齢者の生活費」「労働意欲維持」「活用方法」「人件費管理」これらを総合的に考えて、「うちの会社の高齢者雇用方針」を改めて根本からつくっていくことが必要なのです。

数年前までは「定年」を迎える社員は少なかったのですが、今後は多くの企業で定年、嘱託社員が急激に増えていくことが見込まれます。高齢者処遇の問題は避けては通れません。今回のセミナーでは、中小企業経営者の皆様に、企業と社員、双方にとって納得度の高い高齢者活用・処遇方法を、高齢者給与の決め方を中心に解説、提案してまいります。



西遠労務協会がおこなった高齢者処遇セミナー参加者よりいただいたお言葉の一部

- 非常にわかりやすくご説明いただきありがとうございました。現在当社でも検討しておりますが、対象者の絞り方が大変難しいと感じております。よい事例がございましたら今後ご紹介いただければと思いますので、よろしく願いいたします。
- 継続雇用対象者の絞り込み例、参考にさせていただきます。
- わかりやすい講義とカリキュラム、テキストでした。ありがとうございました。
- 会社側・労働者側の立場での知りたいことがそれぞれわかりました。
- 社会保険に関する質問も、今まで本を買ったりして解消してきたのですが、やはり定型的な答えしか返ってこなくて実態的なことはわからずじまいでした。このようなセミナーを定期的におこなってくれると非常に助かります。（法律改正等があっても、知らなかったじゃすまないの）
- とてもわかりやすいセミナーでした。新しい法律改正は企業にとって苦しいものが多いのですが、これを素直に受けることが大切だと感じています。質問も程よく出て、理解するのに役立ちました。明るい感じのセミナーでよかったです。
- 労使協定・就業規則の例が示されているので大変参考になりました。
- 雇用継続制度のことはよくわかりました。年金の仕組みなどの説明があればまた出席したいです。

セミナーのお申込方法

別紙「参加申込書」にご記入のうえ、今すぐFAXでお申し込みください。
折り返し、参加証、会場案内図、請求書をお送りいたします。

《主催・申込先》

西遠労務協会 <http://www.seienroumu.com>

〒433-8105 浜松市北区三方原町314-2 TEL:053-436-1033 FAX:053-436-1138